

## 介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援

### 1 経緯

- 本格的な高齢社会を迎える中で、各地域において、多くの高齢者の方々が自ら介護支援等のボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持や増進につながり、介護予防に資するものと考えられる。
- こうした中、昨年、東京都稲城市から、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望が提出され、政府としては、この提案を契機に、こうしたボランティア活動を介護保険制度を活用して支援する仕組みを検討してきた。
- その結果、介護保険制度上、保険料控除を行うことは認められないものの、別添通知のとおり、介護保険制度における地域支援事業を活用することで、高齢者のボランティア活動の支援を行い、介護予防に資する取り組みを行う施策の普及・推進を図ることとした。

### 2 概要と考え方

- 具体的には、地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を「ポイント」として評価し、このポイントの用途について介護保険料や介護サービス利用料に充てる制度をそのスキームの一例としてお示しすることとした（別添通知参照）。
- なお、このポイントの用途については、地域の工夫次第で、介護予防に役立つ様々な取り組みなどに広げることも考えられ、結果的に地域の活性化にも資するような活用方策も可能となる。
- いわば、①高齢者の介護予防、②住民相互による地域に根ざした介護支援などの社会参加活動、③にぎわいにあふれる地域づくりなどを同時に実現することを目指した取組みであり、地域の創意工夫の下に、この例に限らず、元気な高齢者が地域に貢献できるような多様な取組みを推進していただきたいと考えている。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課企画法令係

Tel 03-5253-1111（内線）2164,2260

振興課法令係

（内線）3937

老介発第0507001号  
老振発第0507001号  
平成19年5月7日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険課長

振興課長

### 介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について

少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められているところである。

こうしたことから、今般、地域支援事業実施要綱を改正し、下記のとおり、市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化したことから、貴都道府県内市町村等関係方面への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

### 記

#### 1 具体的な実施方法

地域支援事業交付金を活用し、おおむね次のような枠組みにより、介護支援ボランティア活動を推進することが可能である。なお、これはあくまでも介護予防事業の一例であり、任意事業としても実施可能であることから、具体的な事業の実施に当たっては、各市町村において、最も適切な実施方法を検討されたいこと。

#### (実施スキームの一例)

- ・ 高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。

- ・ こうした支援活動については、介護予防事業のうち一般高齢者施策として、地域支援事業交付金の対象となるものであり、市町村は、市町村が定めた管理機関に一括して交付金を支払う。
- ・ 管理機関は、支払われた地域支援事業交付金を管理するとともに、支援活動の参加者のポイントを管理し、当該参加者から、そのポイントを介護保険料支払いに充てる旨の申出があった場合については、当該申出に応じて、その管理する資金から当該参加者の蓄積したポイントに相当する額の範囲内で換金し、当該参加者に代わってその額を市町村に対して当該参加者の保険料として支払うことができる。

## 2 留意点

- 上記スキームを実施した場合、結果的に支援活動参加者の保険料負担は軽減されることとなるが、保険料賦課自体を減額又は免除するものではないこと。
- 介護予防に資する支援活動の基準については、地域支援事業交付金の交付対象の範囲で、各市町村において適切に判断されたいこと。
- 個人情報保護に留意すること。

## 【参考】地域支援事業実施要綱（抜粋）

### 別記

#### 1 介護予防事業

##### (2) 介護予防一般高齢者施策

##### イ 各論

##### (イ) 地域介護予防活動支援事業

事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が効果があると認めるものを適宜実施するものとする。

##### ③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

#### 3 任意事業

##### (3) 事業内容

##### ウ その他の事業

##### (ウ) 地域自立生活支援事業

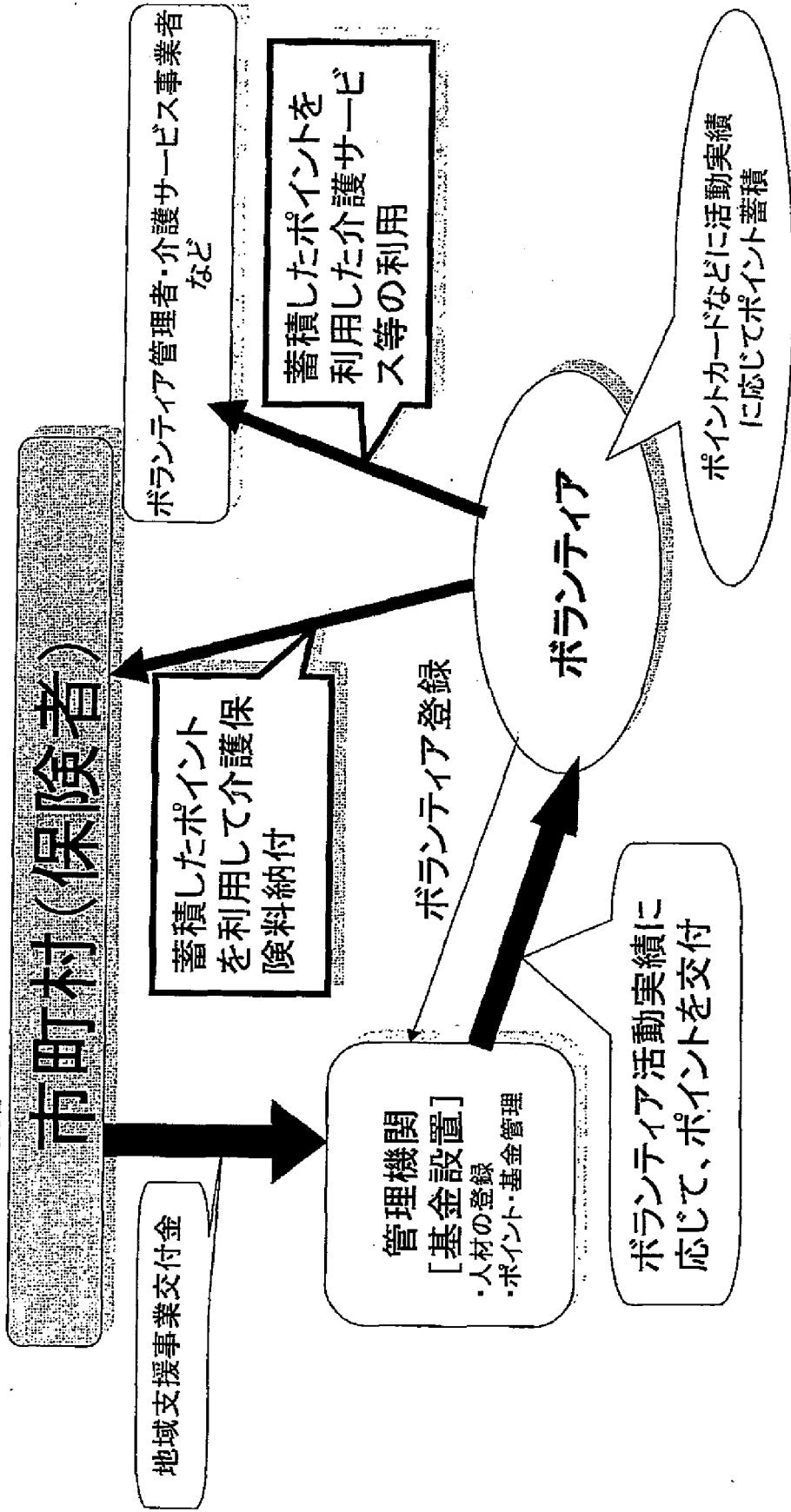
次の①から⑤までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

##### ⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

# 社会参加活動を通じた介護予防の推進

- 一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減することができる。
- 実施に当たっての財源としては、「地域支援事業交付金」を活用することができる。

## 【実施スキームの一例】



(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）。

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

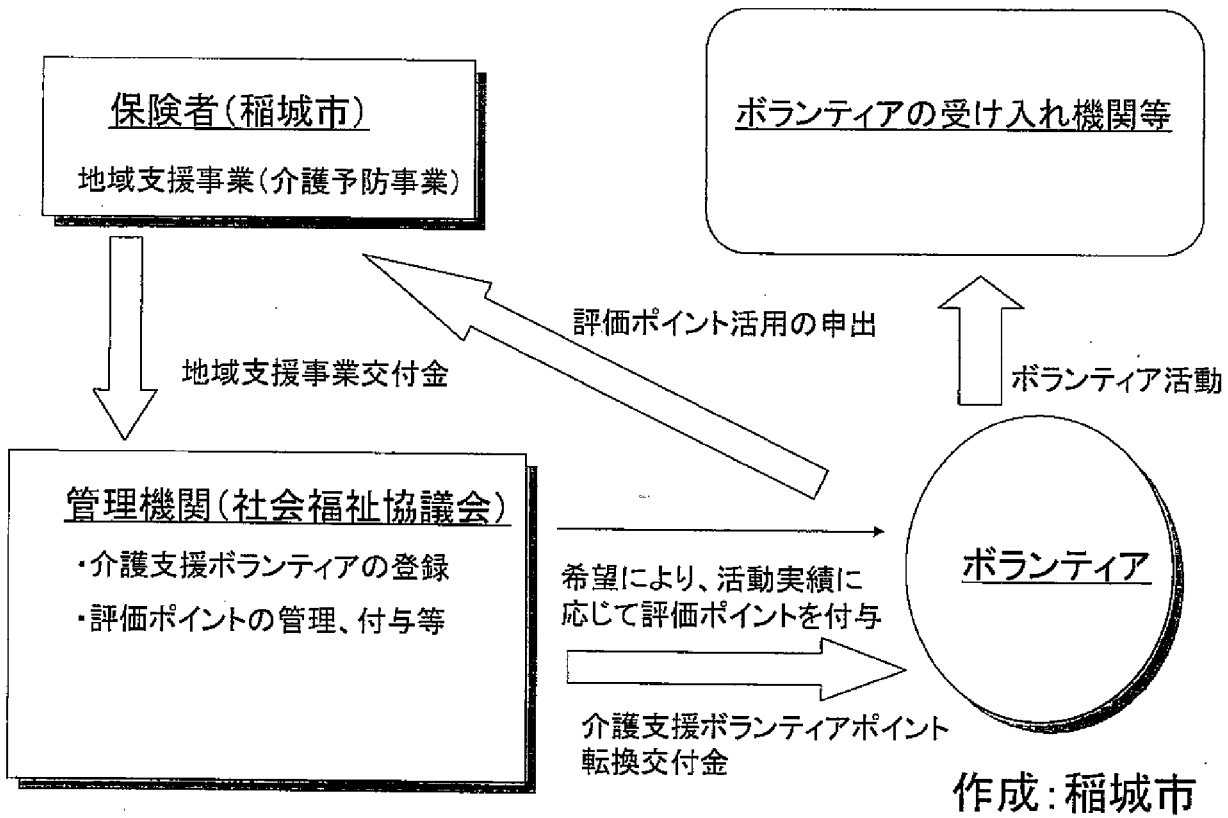
(1)	制度根拠	介護保険法第115条の38第1項、地域支援事業実施要綱別記1(2)イ(イ)③、稲城市介護保険条例第15条の6、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱														
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第1号被保険者 あらかじめ管理機関へ登録が必要														
(3)	介護支援ボランティア活動	稲城市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護保険対象施設</td> <td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td> </tr> <tr> <td>② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）</td> <td>② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助</td> </tr> <tr> <td>③ ふれあいセンター</td> <td>③ 喫茶などの運営補助</td> </tr> <tr> <td>④ ハンディキャブ</td> <td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td> </tr> <tr> <td>⑤ 高齢者会食会</td> <td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、 芸能披露などの行事の手伝い</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他</td> <td>⑥ 話し相手</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例-草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)</td> </tr> </tbody> </table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助	④ ハンディキャブ	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ 高齢者会食会	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、 芸能披露などの行事の手伝い	⑥ その他	⑥ 話し相手
事業	活動															
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援															
② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助															
③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助															
④ ハンディキャブ	④ 散歩、外出、館内移動の補助															
⑤ 高齢者会食会	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、 芸能披露などの行事の手伝い															
⑥ その他	⑥ 話し相手															
	⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例-草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)															
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。														
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大5,000ポイントの評価ポイントを付与。														
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。交付額は、年間最大で5,000円。														
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。														

4 財源等 市から管理機関へ交付する介護保険地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策に係る地域支援事業交付金を活用する。

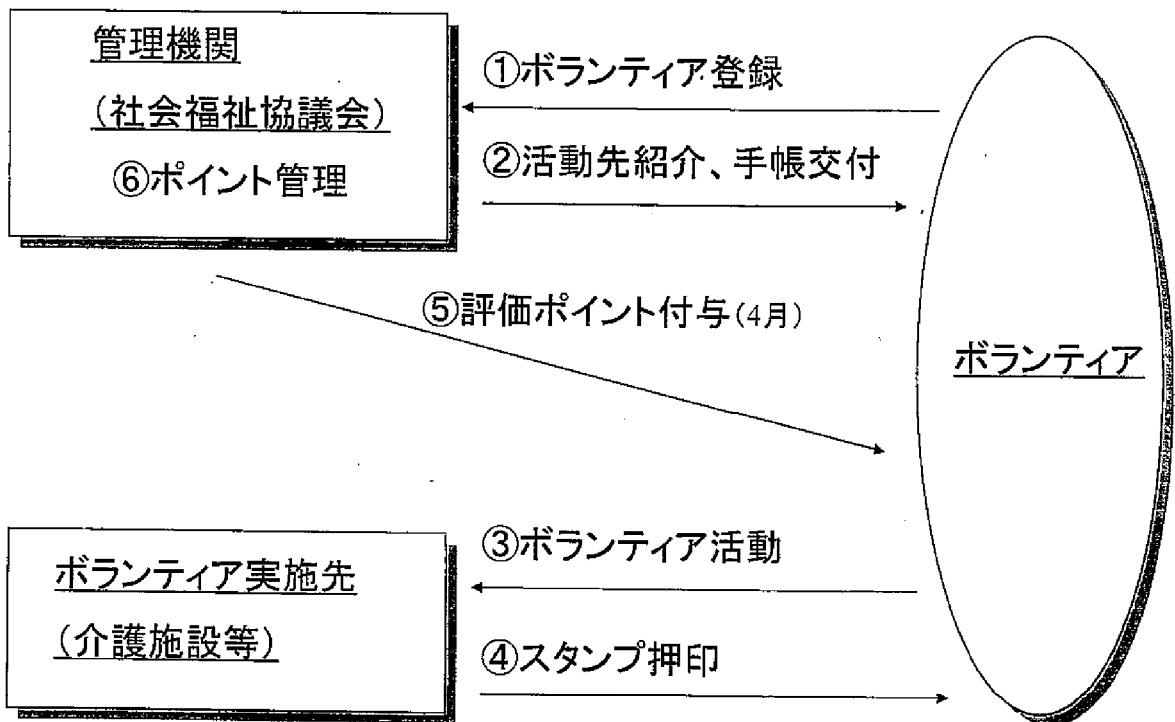
5 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

6 施行日 平成19年9月1日

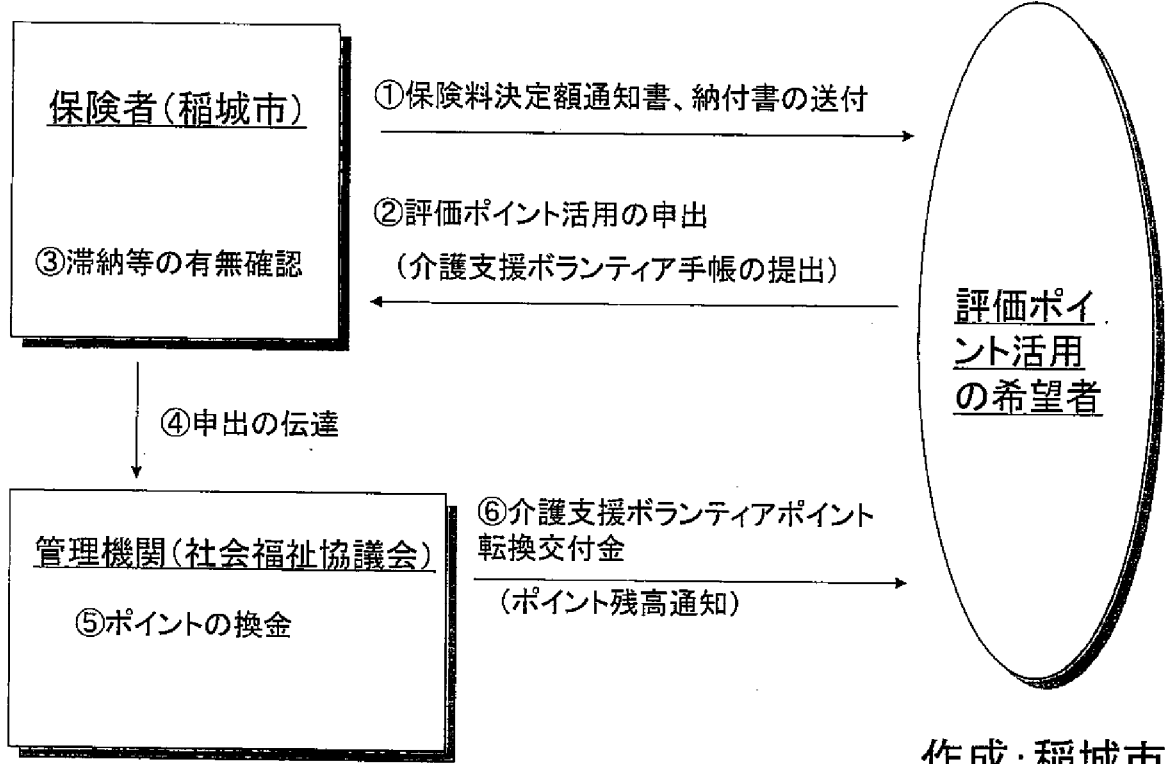
# 稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム



## 介護支援ボランティア活動実績の把握と評価ポイント付与



介護支援ボランティアポイント(評価ポイント)の活用  
による保険料負担軽減の方法



北九州市 過去実施 類似事業

「元気高齢者！ますます健康事業」

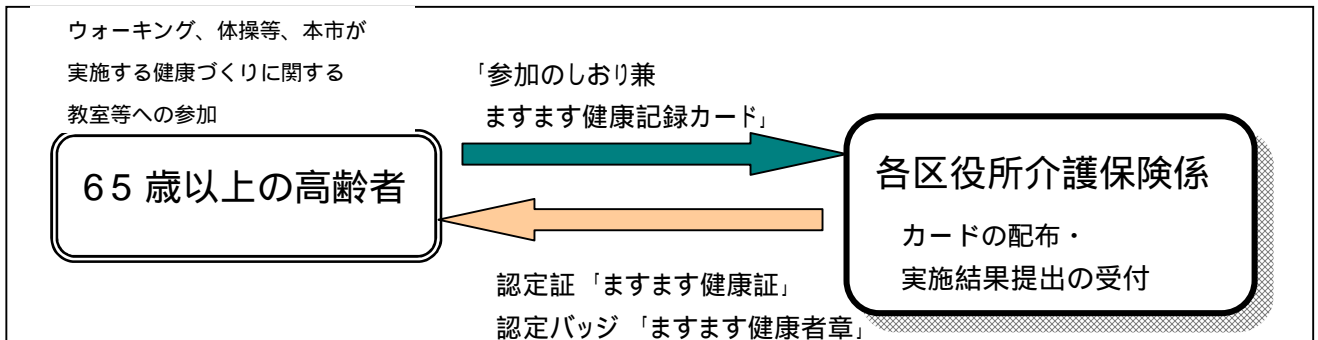
平成 15 年度～平成 17 年度実施 保健福祉事業(注1)

(概要)

- ・ 市内に住む 65 歳以上の高齢者が「ウォーキング」「体操」などを行ったとき、また「市が行う健康づくり教室」などに参加したとき、自己評価により点数をつける。  
(「ますます健康記録カード」を使用)
- ・ 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間に設定した任意の連続した 3 ヶ月間の点数の合計が、一定の点数以上に達したときに、記録した結果を応募。  
市から、「ますます健康証」(認定証)及び「ますます健康者章」(認定バッジ)を交付する。

(実施状況)

	参加者数	応募者数
平成 15 年度	約 6,000 人	567 人
平成 16 年度	約 8,300 人	562 人
平成 17 年度	約 10,000 人	708 人



【参考】本事業実施の背景

北九州市介護保険事業計画策定委員会の下に設置された「保健福祉専門委員会」が、平成13年2月～平成14年10月まで11回にわたる議論を行い、実施案をまとめた。

注1

介護保険法

第9章 保健福祉事業

第 175 条 市町村は、要介護被保険者を現に介護する者等(以下この条において「介護者等」という。)に対する介護方法の指導その他の介護者等の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービス等のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。